

乾隆期における直隸庁・庁の制度化

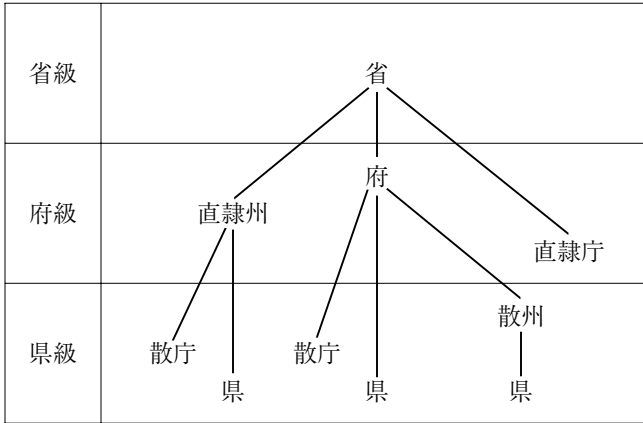
真水 康樹

はじめに

清代の地方行政機構は一般に省―府―県の3級制を採っていたとされる。そして、府―県を通常の行政系統とするほか、府級のその他の行政機構として直隸州、直隸庁があり、県級のその他の行政機構として(散)州、(散)庁があったと説明される(「州」や「庁」が正式名称であるが、「直隸州」や「直隸庁」と区別する際に「散」をつけて「散州」、「散庁」呼ばれた)。

これら地方行政機構の長官の品級について見ると、知府は従四品、直隸州知州は正五品、直隸庁同知は正五品または正六品であった。ここから直隸州や直隸庁に比べて、府の地位が重いことが分かる。一般的に言うと、府はいくつかの散州や県(散庁の場合もあった)を管轄し、その管轄領域はかなり広域に及んだ。直隸州が管轄する県(散庁の場合もあった)は府より少なく、加えてその領域も狭かった。直隸庁は一般的には県を管轄せず(全国でわずかに2つの直隸庁が例外的にそれぞれ1県を管轄していた)、大多数の直隸庁は辺境や内地の周辺地域に置かれた。その他、府は県や散州を監督することを職務としたため、直接管轄する領域を持たなかった(つまり、府には附郭があった)のである。これに対して、直隸州や直隸庁(上記の2つの例外を除けば、直隸庁は一般に県を管轄しなかった)は、その監督する下級行政機構以外にも、直接管轄する領域を持っていた(つまり、直隸州や直隸庁には附郭がなかった)のであった(「図1. 清代地方行政機構系統図」を参照されたい)。

図1. 清代地方行政機構系統図（乾隆35年以降）



知県の品級は正七品、散州知州は従五品、散庁同知は従六品であった。この点から考えると、ある地域に県ではなく散庁や散州が設置されるのは、その地域が重視されていることの証左であった。その地域が重視されている理由は、歴史的原因であったり、海防や軍事上の必要などであった。その外に、行政事務が繁雑な県が、散州に昇格させられる場合もあったし、行政事務が少ない散州が、県に降格させられる場合もあった。

府、直隸州、直隸庁、県、散州、散庁という6種類の地方行政機構についての上述のような説明は、実は清代後半にのみ当てはまるもので、清代前半には直隸庁や散庁は十分に制度化されていなかった。本稿はその制度化（「定制」化）の過程について、検討を行うものである。

1. 問題の所在：「制度化」の意味するもの

「廳（庁）」は古来、「聽（聴）」と書いた。古代の官衙において政務を執る場所を「聽事」（「命を聞く」処）と呼んでいたが、その後「聽」が「廳」

に変化したものである。

清代地方行政機構としての「直隸庁」と「散庁」は、清代の初めにはもともと独立した行政機構ではなく、また、「直隸庁」と「散庁」との区別も存在しなかった。庁の長官を同知や通判と呼んだが、これらの職位はもともと府の長官である知府の副位にあたるものであった。彼らが府の管轄下にある地方（それは概して周辺に位置した）に派遣され、府衙門以外の場所に臨時に自己の官衛を持つとき、この事務所のことを「庁」と呼んだ。けれども、この種の臨時派出所のような機構はある時点を境に、独立の機能を持ち、最終的には正式の行政機構となり、公式の制度となった。つまり「制度化」されたのであった。その由来について、『清朝文献通考』の記載を根拠に康熙末や雍正初期にまで遡って考える説もある。文献資料中では確かに、雍正年間にはすでに上述の意味で、同知や通判が派遣される事例があり、それらは習慣的に「庁」と呼ばれる場合もあった。

表1と表2は『清朝文献通考』を典拠にしたものである⁽¹⁾。清代乾隆年間に勅撰された同書は清朝の入関から乾隆50(1785)年までの事情を包括的に整理して記載している。少なくとも『清朝文献通考』にもとづく限り、散庁の5分の3以上は、康熙年間あるいは雍正年間に設置されており、乾隆年間に設置されたものも、乾隆初期の事柄である。これとは対照的に、直隸庁の3分の2以上は乾隆年間に設置されており、康熙年間に設置されたものはない。この資料による限りでは、散庁設置の起源は直隸庁よりも幾らか早いこととなる。

けれども、もしこの記述にしたがって結論を下し、上述の時期に直隸庁や散庁が正式に成立した根拠と見るなら、拙速の誇りは免れえないと言わなければならない。筆者は、「直隸庁」と「散庁」の制度化は、乾隆30年代半ばになってやっと完成したものであると考える。その背景となるのは、乾隆年間のこの時代に相当多くの直隸庁が新設されたことである。このように考えると、『清朝文献通考』が指摘したような、乾隆以前に「直隸庁」と「散庁」が設置されたというような見方は、正確な認識であると言うこ

とはできない。それは、『清朝文献通考』の編者の認識が、「直隸庁」と「散庁」がすでに制度化していた乾隆30年代半ば以降の現実に拘束されていることによる。

筆者が提起する「制度化」の指標は2つある。その第1は、「直隸庁」と「散庁」の間に明確な区別が生じたことである。またその第2は、それらがそれぞれ府や、県のような独立の行政機構と見なされるようになったことである。すなわち、単純に同知や通判が派遣されたというだけでは「制度化」の指標とみなすことはできない。例えば、乾隆『大清會典』の「戸部」の記載には、行政機構として府・直隸州・散州・県は記載されていても、そこには直隸州や散庁という単語は出てこない（当然のことだが康熙『大清會典』（康熙29（1690）年完成）や雍正『大清會典』（雍正11（1733）年完成）にもこれらの単語は見いだせない⁽²⁾）。これに対して、嘉慶『大清會典』（嘉慶23（1818）年完成）となるとその「戸部」の記載は、直隸庁と散庁をともに正式の行政機構とみなし、それらを府・州・県と同じように扱って記載している⁽³⁾。

表1. 乾隆期散庁一覧

	省	府	散庁名	設置年	設置の経緯
1	山西省	大同府	豊鎮庁	乾隆11(1746)年	衛所を廃して設置
2	山西省	朔平府	寧遠庁	乾隆15(1750)年	衛所を廃して設置
3	江西省	吉安府	蓮花庁	乾隆8(1743)年	新設
4	江西省	贛州府	定南庁	乾隆38(1773)年	定南県を改めて設置
5	浙江省	温州府	玉環庁	雍正5(1727)年	新設
6	湖南省	辰州府	乾州庁	康熙43(1704)年	新設
7	湖南省	辰州府	鳳凰庁	康熙43(1704)年	新設
8	湖南省	辰州府	永綏庁	雍正8(1730)年	新設
9	陝西省	同州府	潼関庁	乾隆12(1747)年	潼関県を改めて設置
10	陝西省	漢中府	留坝庁	乾隆15(1750)年	新設
11	陝西省	延安府	安辺庁	乾隆8(1743)年	新設

12	甘肅省	鞏昌府	洮州庁	乾隆13(1748)年	衛を廃して設置
13	四川省	寧遠府	越崑庁	乾隆25(1760)年	衛を廃して設置
14	四川省	叙州府	雷波庁	乾隆26(1761)年	衛を廃して設置
15	四川省	叙州府	馬辺庁	乾隆30(1765)年	新設
16	四川省	雅州府	打箭爐庁	雍正7(1729)年	新設
17	広西省	鎮安府	小鎮安庁	乾隆31(1766)年	新設
18	雲南省	麗江府	維西庁	雍正5(1727)年	新設
19	雲南省	麗江府	中甸庁	雍正5(1727)年	新設
20	雲南省	普洱府	思茅庁	雍正7(1729)年	新設
21	雲南省	順寧府	緬寧庁	乾隆12(1747)年	土司を廃して設置
22	雲南省	昭通府	大閔庁	雍正7(1729)年	新設
23	雲南省	昭通府	魯甸庁	雍正9(1731)年	新設
24	雲南省	楚雄府	碓嘉庁	雍正10(1732)年	新設
25	貴州省	貴陽府	長寨庁	雍正4(1726)年	新設
26	貴州省	南籠府	朗岱庁	雍正9(1731)年	新設
27	貴州省	南籠府	婦化庁	雍正12(1734)年	新設
28	貴州省	都勻府	八寨庁	雍正6(1728)年	新設
29	貴州省	都勻府	都江庁	雍正6(1728)年	新設
30	貴州省	都勻府	丹江庁	雍正6(1728)年	新設
31	貴州省	鎮遠府	台拱庁	雍正11(1733)年	新設
32	貴州省	鎮遠府	清江庁	雍正8(1730)年	新設
33	貴州省	黎平府	古州庁	雍正7(1729)年	新設
34	貴州省	大定府	水城庁	雍正11(1733)年	新設
35	貴州省	銅仁府	松桃庁	雍正8(1730)年	新設

それではまず、表1に整理した『清朝文献通考』が認識する散庁の設置について、『清實録』の記載を根拠にして検討してみることにしよう。

雍正5(1727)年4月、雲南省・麗江府の維西庁、中甸庁に関連する記載には次のようにある。

「移雲南鶴慶通判，駐維西，添設劍川州州判一員，駐中甸，從雲貴總督鄂爾泰請也」⁽⁴⁾。

雍正6（1728）年2月、雲南省・昭通府の大関庁に関連する記載には次のようにある。

「吏部等衙門議覆，雲貴總督鄂爾泰疏称，烏蒙、鎮雄，既經改土歸流，並歸滇省管轄……去府城寫遠，設通判一員駐劄」⁽⁵⁾。

雍正6（1728）年3月、浙江省・温州府の玉環庁に関連する記載には次のようにある。

「戸部議覆，浙江總督李衛條奏，一經理玉環山事宜，一，增改文員，玉環山地方，周圍七百余里，田地十万余畝，山岙平衍，土性肥饒，界在温臺之間，實為海疆要地，請設温臺玉環清軍餉捕通知一員」⁽⁶⁾。

雍正7（1729）年閏7月、雲南・普洱府の思茅庁に関連する記載には次のようにある。

「吏部議覆，雲貴廣西總督鄂爾泰條奏，滇省建置事宜，一，元江府所轄之普洱地方，請增置普洱一府，設知府一員，經理一員，其原設之普洱通判，移駐思茅」⁽⁷⁾。

雍正7（1729）年12月、貴州省・都匀府の八寨庁と丹江庁に関連する記載、雍正7年貴州省・黎平府・古州庁に関連する記載、雍正8年貴州省・鎮遠府の清江庁に関連する記載には次のようにある。

「又議覆，雲貴總督鄂爾泰疏……應設文官分治，請於都匀府添設同知，通判各一員，以同知分駐八寨，以通判分駐丹江；鎮遠府添設同知一員，分駐清水江；黎平府添設同知一員，分駐古州，俱加以理苗族同知字樣」⁽⁸⁾。

雍正10（1732）年3月、貴州省・大定府の水城庁、銅仁府の松桃庁に関連する記載には次のようにある。

「兵部議覆、昇任雲貴廣西總督鄂爾泰疏言、黔楚交界之生苗久居化外……令原設將弁帶領分防松桃、水城等處。裁去思南營參將一員，留守備一員，與所轄之石阡營，俱歸鎮遠營遊擊管轄，移正大營同知駐劄松桃，大定府通判駐劄水城」⁽⁹⁾。

雍正10（1732）年4月、貴州省・都勻府的都江庁に関連する記載には次のようにある。

「兵部等衙門議覆、昇任雲貴廣西總督鄂爾泰疏言、都江河道開通地方遼闊，宜添設文武官員，分防彈壓……再於都勻府，設理苗通判一員，駐劄上江、永從、開泰、天柱等縣」⁽¹⁰⁾。

雍正11（1733）年10月、四川省・雅州府の打箭爐庁に関連する記載には次のようにある。

「添設打箭爐同知衙門，照磨一員，從四川總督黃廷桂請也」⁽¹¹⁾

雍正12（1734）年3月、貴州省・鎮遠府の台拱庁に関連する記載には次のようにある。

「兵部議覆、雲貴廣西總督尹繼善疏奏、黔省九股新辟苗疆善後事宜八款……一，台拱既設鎮，請將清江同知移駐其地。清江既議改協，請於鎮遠府添設理苗通判一員駐劄清江，撫戢苗夷」⁽¹²⁾

散庁設置の日付等についての『清朝文献通考』の記載には間違いが少なくないが、このことは当面重要ではない。注目すべきことは、上記のいくつかの事例が示しているように、少なくとも雍正時代における『清實録』の庁に関連する記述はすべて、ただ「同知あるいは通判を設置して某地に駐劄させる〔設同知或通判駐劄某地〕」または「同知あるいは通判を移動

させて某地に駐劄させる〔移同知或通判駐劄某地〕とだけ指摘しており、「某地庁を設置する〔設某地庁〕という書き方をまったく用いていないことである。このことは、当時まだ、同知や通判の派遣は単なる臨時の措置であり、府の派出機構としか認識されておらず、「庁」という名称をもった官衙の設置とは認識されていなかったことを意味する。

このような状況は、乾隆前期に入っても、以下のように大きな変化は見られない。

乾隆8（1743）年10月、江西省・吉安府の蓮花庁と関連する記載には次のようにある。

「吏部等部議覆，江西巡撫陳宏謀疏称，江西吉安府蓮花橋地方，離縣僻遠……應請將永新、安福二縣之贛西、上西兩鄉改為廳地，移同知衙門，駐蓮花橋」⁽¹³⁾。

乾隆21（1756）年5月、雲南省・麗江府の中甸庁と関連する記載には次のようにある。

「吏部議覆，原署雲貴總督愛必達等奏称，滇省中甸地方，自内附三十余載，地辟民聚，原設州判一員，管理詞訟錢糧等事，稍涉疑難，必赴府州請示，往返千里，更因夷寨衆多，設有土守備、千把，分地稽查，統聽州判管轄，而征員究難彈压，查楚雄府同知，與知府同城，並無專司，請改為中甸同知，將州判缺裁，即將旧署作為同知衙署」⁽¹⁴⁾。

乾隆26（1761）年5月、四川省・寧遠府の越嶲庁と関連する記載には次のようにある。

「吏部議覆，四川總督開泰疏称，川省越嶲、雷波二衛，德昌、迷易、鹽中、黃螂四所部議裁汰……應將寧遠府通判移至越嶲……再將保寧府通判改駐雷波」⁽¹⁵⁾。

ここで一つ注意すべき現象が存在する。

乾隆12(1747)年3月、陝西省・同州府の潼関庁に関連する記載には次のようにある。

「吏部等部會議，大学士管川陝總督事共慶復等議覆，西安布政使彗中奏，裁同州府潼關縣缺，其屯地錢糧等事，歸駐劄之撫民同知管轄」⁽¹⁶⁾。

すなわち、同知の派遣によって、既存の県に代替させている。このことは、派遣された同知が一定程度において、県に代わりうる代替行政機構となり始めたことを意味しており興味深い。もっとも当然のことながら、このことはこの時点ではひとつの兆しに過ぎない。

2. 「庁」の行政機構化

本当の意味での散庁の行政機構化は、以下のように、乾隆30年代半ばになって初めて現れる。

乾隆38(1773)年7月、江西省・贛州府の定南庁に関連する記載には次のようにある。

「吏部議准，江西巡撫海成奏稱，贛州府屬定南縣，地處萬山，界連江廣，政繁事劇，向設知縣不足以資彈壓，請裁定南縣知縣一缺，將贛州府同知移駐改為定南廳」⁽¹⁷⁾。

ここにおいては、「同知の派遣 [派遣同知]」で県に代替しているだけではなく、はっきりと「某地庁」という名称が使われている。このような記載の仕方は、明らかに前述の雍正期や乾隆前期の記載法とは異なっている。この同じ時期、『清朝文献通考』には記載がないものの、さらに以下のような例が存在する。

乾隆35（1770）年正月、雲南省・永昌府の龍陵庁に関連する記載には次のようにある。

「經略大学士公傳恒議奏，緬酋納款，善後事宜一折得旨，軍機大臣議奏，尋議……龍陵地無瘴氣，其外即芒市，遮放，與外夷密邇，查永昌府同知，無專轄事，應如所請，移駐該處，定為龍陵廳」⁽¹⁸⁾。

乾隆35（1770）年7月、貴州省・貴陽府の下江庁に関連する記載には次のようにある。

「貴州巡撫宮兆麟條奏，下江營事宜……下江吏目，不足彈壓苗寨，應裁，請將貴陽府通判移駐，改下江廳，隸黎平府」⁽¹⁹⁾

ここから少なくとも乾隆35（1770）年には、散庁がすでに正式の行政機構になっていたことが知れる。同時に、既に見たとおり乾隆26（1761）年には、まだ制度化されていなかったことも指摘できる。それでは、さらに正確な転換点はいつだろうか。この問題に回答するためには、もういちど「直隸庁」の制度化という問題を考えてみる必要がある。

『清朝文献通考』は雲南省・威遠直隸庁の設置を雍正3（1725）年とする認識に立っている。けれども、『清實録』は雍正3（1725）年4月、威遠直隸庁について次のように記載しているだけである。

「兵部議覆，雲貴總督高其倬疏稱，雲南苗獠，平時踞元江新平之間，官兵剿捕，則遁入威遠、普洱、茶山等處，廣袤二、三千里，難以控制。請將威遠土州，改土歸流，設撫夷清餉同知一員」⁽²⁰⁾。

このように、同知の派遣という事実はあった。けれども、ここに「直隸」の文字はまったく現れていない。「庁」の文字すら見あたらない。この記述に、正式の行政機構としての「直隸庁」の設置を表す徴候は見いだせない。さらに、『清朝文献通考』は、張家口直隸庁、独石口直隸庁、多倫諾爾直隸庁という、いわゆる口北三庁の設置をそれぞれ雍正2（1724）年、

雍正12(1734)年、雍正10(1732)年とするが、乾隆『口北三庁史』でさえも、ただ、「本朝受命、奄有北圉、張家口、独石口、及開平之多倫諾爾設理事廳三、以聽蒙古民人交設之事」と記しているだけである。見られるように、ただ「理事庁」とだけ記されており、「直隸」の文字は見あたらない⁽²¹⁾。

『清朝文献通考』の記述如何にかかわらず、ここではっきりしていることは、少なくとも雍正年間にはまだ「直隸庁」が存在していないことである。さらに言うまでもないことだが、そこには「直隸庁」と「散庁」の区別がない。存在しているのはただ区別のない「庁」であるだけであった。それも実体としては、同知や通判の派遣にすぎず、臨時の衙門が存在していたとしても、後の時代のように独立の行政機構として認識されていたわけではないのである。「直隸庁」の出現以降に初めて、「庁」は「散庁」という位置づけを獲得する。したがってすでに指摘したように、「直隸庁」と「散庁」の制度化を計る主要な基準は「直隸庁」の設置であるべきである。

3. 「直隸庁」の成立

知府の副位に位置した同知や通判の派遣に過ぎなかった「庁」の時代には、もともと「直隸庁」と「散庁」の区別はなかったというのが筆者の観点である。それは、府管轄地域の周辺部にある特殊な存在に過ぎなかった。それらが正式の行政機構になる転換点は、両者の区別の発生に求められる。つまり、直隸庁の成立がその画期をなしたと筆者は考える。それでは、直隸庁の誕生はいつのことなのだろうか？ この問題についての指標は、「直隸庁」が府や県と同じような独立した行政機構となったか否かにある。言い換えれば、単純な同知や通判の派遣というだけでは、「制度化」と見なすことはできない。

康熙25（1686）年までを内容とする康熙『大清會典』のなかには直隸庁や散庁という名称は使われていない。乾隆23（1758）年までを内容とする乾隆『大清會典』のなかにも、直隸庁や散庁という名称を見いだすことはできない。乾隆49（1784）年編纂の乾隆『大清一統志』に至って初めて、直隸庁や（散）庁の名称と両者を区別した記載が登場する。注意を要するのは、乾隆『大清會典』のなかに、全国唯一の例外として、「叙永同知」の名が見える。これはもちろんその後の、「叙永直隸庁」であり、この乾隆『大清會典』の事例は、「直隸庁」の正式行政機構化の兆しと見ることができよう⁽²²⁾。にもかかわらず、当時はまだ「直隸庁」という用語は使われておらず、「同知」という名称が使われていただけであった。当然のことながら、同知は知府の副位職であるが、このような職名による表記には曖昧さが残る。なぜなら、「同知」は官職名であって、行政機構の名称ではないからである。このことは、当時はまだ、直隸庁という名の行政機構が正式に成立していなかったことを意味している。

いずれにせよ、上述のように、26年後の乾隆『大清會典』はすでに、直隸庁を正式の行政機構として記述していた。したがって、乾隆『大清會典』と乾隆『大清一統志』それぞれの編纂年である乾隆23（1758）年と乾隆49年（1784）の間に一本の時間軸を求めることができる。その時間軸を境に、直隸庁と散庁は正式の行政機構とみなされるようになるのである。総じて、乾隆20年代には、行政機構化を示す記載は、以下のように依然として曖昧であった。

表2. 乾隆期直隸庁一覧

	省	直隸庁名	設置年	設置の経緯
1	直隸省	張家口直隸庁	雍正2（1724）年	新設
2	直隸省	独石口直隸庁	雍正12（1734）年	新設
3	直隸省	多倫諾爾直隸庁	雍正10（1732）年	新設
4	山西省	帰化城同知庁	雍正元（1723）年	新設

5	山西省	歸化城通判庁	乾隆25(1760)年	新設
6	山西省	綏遠城直隸庁	乾隆4(1739)年	新設
7	山西省	和林格爾直隸庁	乾隆25(1760)年	新設
8	山西省	托克托城直隸庁	乾隆25(1760)年	新設
9	山西省	清水河直隸庁	乾隆25(1760)年	新設
10	山西省	薩拉希直隸庁	乾隆25(1760)年	新設
11	甘肅省	哈密直隸庁	乾隆25(1760)年	新設
12	四川省	叙永直隸庁	雍正8(1730)年	康熙初に散庁設置、雍正5年に廃止。雍正8年に再設
13	四川省	松潘直隸庁	乾隆25(1760)年	雍正9年に衛を廃して設置された散庁から乾隆25年に昇格
14	四川省	雜谷直隸庁	乾隆17(1752)年	新設
15	四川省	美諾直隸庁	乾隆41(1776)年	新設
16	四川省	阿爾古直隸庁	乾隆41(1776)年	新設
17	雲南省	景東直隸庁	乾隆35(1770)年	府を改めて設置
18	雲南省	蒙化直隸庁	乾隆35(1770)年	府を改めて設置
19	雲南省	永北直隸庁	乾隆35(1770)年	府を改めて設置
20	雲南省	威遠直隸庁	雍正3(1725)年	新設

乾隆25(1760)年12月、四川省の松潘直隸庁に関連する記載には次のようにある。

「吏部等部議准、四川總督開泰奏、請以松潘同知、照雜谷理番同知例、改為直隸同知、歸松茂道管轄」⁽²³⁾。

同じ時期に、『清朝文獻通考』は言及していない記載だが、四川省の石碛直隸庁に関連して次のような表現がある。乾隆26(1761)年12月、

「兵部等部議復、四川總督開泰奏、稱石碛一司界在川楚間、與內地州縣接壤、幅員千余里、土著流寓錯雜……應如所請、將該土司改為直隸石碛同知」⁽²⁴⁾。

上記二つの事例には、「直隸同知」の用法が共通してみられ、「直隸」という区別と表現が定着しつつあることを示しているが、「同知」の部分はなお職位にとどまっており、「庁」の表現は使われていない。

乾隆30年代半ばになると、やっと『清實録』のなかに以下のように明確な表現が現れ始める。

乾隆35（1770）年2月、

「廣南府止有同城之寶寧縣不成郡，改直隸廳同知。寶寧縣同城，應裁改設照磨一員，以資佐理。永北、蒙化、景東三府無屬邑不成郡，但地方遼闊距府遠。歸併他郡。一切征輸審解未便。將永北、蒙化、景東三府均改直隸廳同知」⁽²⁵⁾。

上記の乾隆26（1761）年の記述はなお曖昧だが、乾隆35（1770）年の記述ははっきりと「直隸庁」となっており、行政機構として扱われていることがわかる。しかも、府など既存の行政機構に代替する扱いが採られている。この2点は「直隸庁」の正式の制度化を物語っていると言える。

このように直隸庁の制度化は、おおよそ乾隆35（1770）年前後に完成したと考えることができる。この論定は、前述の散庁の制度化の時期と完全に一致している。すなわち、清朝地方制度としての「直隸庁」と「散庁」制度化の転換点は、やはり「直隸庁」の成立に求められるのである。直隸庁の成立以前には、直隸庁と散庁の区別は存在しなかった。当然のことながら、また、行政制度としての直隸庁と散庁もまだ成立していなかった。したがって、次のようにまとめることができる。

直隸庁と散庁の「起源」は康熙年間や雍正年間に遡ることができる。『清朝文献通考』の認識はこうした起源について示したものである。もっとも、忘れてならないのは当時現実に存在したのはあくまで「同知或いは通判の派遣」であって、正式の地方行政機構ではなかったということである。起源と呼ぶのはこの意味においてである。乾隆30年代以前には、「直隸庁」

や「散庁」という名称の行政機構は存在しなかったと言うべきであろう。

この正式の制度化と前後して、乾隆25(1760)年以降には、設置される直隸庁の数が増えていく。嘉慶期から清末にかけて、辺境中心ではあったが、全国的に展開されるようになる。嘉慶『大清會典』(嘉慶17(1812)年までを内容とする)によれば、全国には25直隸庁、58散庁が存在したが、清末の光緒『大清會典』(光緒22(1896)年までを内容とする)になると全国で34直隸庁、78散庁にその数は拡大したのだった。

さらに、表1と表2から明らかだが、乾隆前半期には、直隸庁にしても、散庁にしても、その分布は山西省、陝西省、甘肅省等の西北地域と、四川省、雲南省、貴州省等の西南地域に集中していた。「庁」とはそもそも周辺地域を管轄する特殊な臨時機構だった。その後、数量的な増大と全国的な展開にともなって、そのもともとの性質には変化が生じた。もっとも「庁」の治安維持的機能はやはり比較的強く維持されたのであった。

ところで、「直隸庁」と「散庁」が区別されて、正式に制度化される以前において、同知や通判が地方に派遣され習慣的に「庁」と呼ばれるという、言わば原初形態が登場する起源はどこに求められるだろう。

湖南省の乾州庁と鳳凰庁は比較的早い事例である。雍正7(1729)年にはすでに、「應照湖南乾、鳳二廳之例」という記載がみられる⁽²⁶⁾。雍正年間には、これらは習慣的に「庁」と呼ばれていたことが知れる⁽²⁷⁾。乾隆『乾州志』は「国朝康熙四十四年設乾州庁」と記載する⁽²⁸⁾。乾隆『鳳凰廳志』は康熙「四十三年又將辰洮清道移駐，添設鳳凰營通判，以資彈壓」と記載している⁽²⁹⁾。

貴州省の南籠庁(安籠庁)の例は、さらにもう少し早いものである。乾隆『南籠府志』は、康熙25(1686)年「改安籠所為南籠廳，移安順通判駐其地」としている⁽³⁰⁾。

もっとも起源とまで言えば、それに値するのはやはり四川省の叙永庁に求められるべきであろう。康熙『叙永廳志』は次のように記載している。

「天啓初土官奢崇，明叛討平之，改土為叙永廳，設同知一員……皇清因之」。

期日に関しては、同書の『叙州府叙永廳志序』にさらに詳しく「天啓辛酉」（天啓元年＝1621年）と記されている⁽³¹⁾。このように、府の長官である知府の副位職であった同知を臨時に派遣して官衙を設置する仕方は、清朝の独創ではなく、明末の天啓期にその起源を求められる可能性は存在する。もっともそれが明末の時点で本当に「廳」と呼ばれていたかどうかについては、判断は難しい。上記『叙永廳志』は康熙25（1686）年の刻本であるから、そこにおける「庁」の用法には康熙時代の視点が反映されていると考えられるからである。また明代との連続性を論定するにはなおいっそうの研究が求められる。ただこのことから翻って、臨時派遣の同知や通判の事務所を「庁」呼ぶ用法の起源を康熙20年代にまで遡ることは可能であろう。

むすびにかえて

清朝地方行政制度の「直隸庁」と「散庁」は、康熙年間や雍正年間にはまだ制度化されていなかった。それが正式の行政機構となり制度化されるのは、乾隆30年代の中頃と考えられる。その指標は、「直隸庁」の成立である。これに先立つ康熙年間や雍正年間にも、同知や通判が一時的に派遣され官衙を持つこともあったが、これらはまだ派出機構としての性格を帯びており、当時まだ正式の行政機構とはなっていなかった。こうした派出機構が「庁」と呼ばれる例もあったが、それは多分に習慣的な用法であったと考えられる。同知を周辺に派遣する事例は、少なくとも明朝天啓期にまで遡ることが可能であるが、それが当時すでに「庁」と呼ばれていたか否かについてはなお研究を要する⁽³²⁾。

註

- (1) 『清朝文献通考』卷二六九—二九二『輿地一—二十四』。『清朝文献通考』は清朝乾隆年間勅撰で、全300巻。『文献通考』の体裁にならない、清代の文物制度について、清初から乾隆50(1785)年までについて記している。
- (2) 乾隆『大清會典』卷八『戸部』。
- (3) 嘉慶『大清會典』卷十『戸部』。
- (4) 『清世宗實録』卷五六, 雍正五年四月戊申條。
- (5) 『清世宗實録』卷六六, 雍正六年二月戊戌條。
- (6) 『清世宗實録』卷六七, 雍正六年三月甲戌條。
- (7) 『清世宗實録』卷八四, 雍正七年閏七月丁酉條。
- (8) 『清世宗實録』卷八九, 雍正七年十二月戊申條。
- (9) 『清世宗實録』卷一一六, 雍正十年三月戊寅條。
- (10) 『清世宗實録』卷一一七, 雍正十年四月辛卯條。
- (11) 『清世宗實録』卷一三六, 雍正十一年十月乙卯條。
- (12) 『清世宗實録』卷一四一, 雍正十二年三月辛巳條。
- (13) 『清高宗實録』卷二〇三, 乾隆八年十月甲戌條。
- (14) 『清高宗實録』卷五一三, 乾隆二十一年五月乙未條。
- (15) 『清高宗實録』卷二八六, 乾隆十二年三月乙未條。
- (16) 『清高宗實録』卷六三六, 乾隆二十六年五月癸丑條。
- (17) 『清高宗實録』卷九三八, 乾隆三十八年七月癸亥條。
- (18) 『清高宗實録』卷八五一, 乾隆三十五年正月丁未條。
- (19) 『清高宗實録』卷八六四, 乾隆三十五年七月甲辰條。
- (20) 『清世宗實録』卷三一, 雍正三年四月乙未條。
- (21) 乾隆『口北三廳志』『序』, 乾隆二十三年刻。
- (22) したがって、「叙永庁」は全国で最も早く設置された直隸庁である。嘉慶『直隸叙永廳志』『凡例』(嘉慶十七年叙, 北京図書館分館方志中心所蔵)は、雍正「八年改叙永為直隸廳, 縣始隸焉」と記載し、『清朝文献通考』も同じように認識している。けれども、本文の以下で述べる理由から、このような早期の直隸庁創設を認めるのは不可能である。また、当時の『清實録』にも根拠となる記述を見いだすことはできない。『清實録』の雍正5(1727)年の箇所には、「請將永寧縣, 改歸四川, 隸於同城之叙永同知管轄」(『清世宗實録』卷六〇, 雍正五年八月乙未條)とあるだけだからである。このように見てくると、叙永庁がいつ直隸庁に昇格したかという問題については、乾隆23(1758)年の乾隆『大清會典』の記載が唯一の手がかりということになる。
- (23) 『清高宗實録』卷六二七, 乾隆二十五年十二月乙丑條。
- (24) 『清高宗實録』卷六五一, 乾隆二十六年十二月癸未條。
- (25) 『清高宗實録』卷八五二, 乾隆三十五年二月庚戌條。その外に、以下の事

例が参考になる。嘉慶元（1796）年、「諭軍機大臣等、前此明亮等初到平隴所奏之折……拋奏乾州、永綏所属各苗投順者、又不下五千余戸。該降苗等聞事竣後有設立苗守備千把等官、甚為款羨。此系好機會、降苗等紛紛投出、賊勢日孤。明亮等者著即上緊、剿辦迅奏捷音。大學士等議覆、明亮等奏請將鳳凰、永綏、乾州三廳改為直隸同知、凡民苗事件」（『清仁宗實録』卷十一、嘉慶元年十一月丙寅條）。嘉慶6（1801）年、「昇四川達州為綏定府、太平県為太平廳直隸同知」（『清仁宗實録』卷九一、嘉慶六年十一月乙亥條）。

(26) 『清世宗實録』卷八九、雍正七年十二月戊申條。

(27) 雍正年間にはさらに以下のような地名を配した「某地庁」の記載がある。雍正2（1724）年10月、「西寧廳准改為西寧府、其通判專管鹽池即為西寧鹽捕通判、所属西寧衛改為西寧縣、碾伯所改為碾伯縣……涼州廳准改涼州府、所属涼州衛改為武威縣、鎮番衛改為鎮番縣、永昌衛改為永昌縣、莊浪所改為平番縣、廳縣皆屬涼州府。甘州廳准改甘州府、所属左右兩衛改為張掖一縣、山丹衛改為山丹縣、高臺所改為高臺縣、肅州之鎮彝所准並入高臺縣、改隸甘州府」（『吏部等衙門太子太傅吏部尚書兼都察院左都御史加二級臣朱軾等謹題為河西各廳請改郡縣以清吏治以利民生事』中国第一歴史档案館所蔵『吏科史書』一六七冊。雍正8（1730）年2月、「吏部議覆、甘肅巡撫許容條奏……其平涼府屬之固原廳歸併固原州管理……鞏昌府屬之岷州廳改為岷州設知州一員……靖遠廳改靖遠縣設知縣一員」（『清世宗實録』卷九一、雍正八年二月乙卯條）。ここに現れた甘肅省の西寧庁、涼州庁、甘州庁、固原庁、岷州庁及び靖遠庁等の庁はどのように理解するべきだろうか。乾隆30年代以降の直隸庁・散庁と同じであろうか。着目すべきは、これらの庁が新設のものではなく、廃止の対象であるということである。したがって、乾隆後期以降の直隸庁・散庁と同一視することはできない。さらに、引用部分から知れるように、西寧庁、涼州庁、甘州庁はみな衛、所を管理しており、それらの衛、所は県となり、庁は府になっている。これら一連の変化は、雍正2（1724）年の陝西行都司の廃止によるものであると判断されるので、ここに現れた西寧庁等の庁は、陝西行都司に属する衛、所管轄のための機構であったと推測される。また、固原庁、岷州庁、靖遠庁について見ると、雍正2（1724）年の「靖遠衛事務、改歸靖遠廳管理」（『清世宗實録』卷二五、雍正二年十月丁酉條）という表現から、靖遠庁だけでなく、おそらく固原庁と岷州庁も衛、所を管理するものであったように思われる。ただ固原庁等は府属であり、州や県に置き換えられていることから管轄域は、西寧庁等よりも狭かった。統属関係の点でも、明代には（靖遠庁以外）は陝西都司に属していたことが知れる。重要なことは、当時のこれらの地域の地方志が「庁」の存在にまったく言及していないことである。乾隆『西寧府志』乾隆二十七年序；乾隆『甘州府志』乾隆四十四年刻；康熙『岷州志』康熙四十一年序（以上は、北京大学図書館

- 所蔵)；康熙『靖遠衛志』康熙四十八年刻(北京図書館所蔵)を参照されたい。このように考えると、これらの庁は正式の行政機構ではなく、過渡的な、或いは明代以来の一種の軍政機構と見なされるべきではないだろうか。康熙年間に編纂された上述の方志はほとんどすべてが明代と同じ官制を記載しており、さらにその「設置沿革」の内容もほとんど明代のことである。
- (28) 乾隆『乾州志』卷一『都鄙志』, 乾隆四年序(北京図書館所蔵)。
- (29) 乾隆『鳳凰廳志』『鳳凰廳志序・黄凝道』, 乾隆二十三年刻本(北京図書館分館方志中心所蔵)。けれども、『清實録』の記載はあまりはつきりしたものではない。『清聖祖實録』卷二一八, 康熙四十三年十二月丙戌條を参照されたい。その他に、当該地方志の『鳳凰廳志序・鄭莞文』は、「令雍正五年更設永綏一廳, 與鳳凰特角」。乾州、鳳凰、永綏の3つの庁は、嘉慶元(1796)年に同時に直隸庁に昇格している。本稿の註(22)を参照されたい。
- (30) 乾隆『南籠府志』卷二『地理』沿革, 乾隆二十九年刻。『清實録』康熙26(1687)年には、「安籠所裁並安籠廳」という記載もある(『清聖祖實録』卷一三〇, 康熙二十六年六月戊辰條)。その後、雍正5(1727)年、南籠庁は南籠府に改められ、なお南籠通判は残されている(『清世宗實録』卷六〇, 雍正五年八月癸卯條)。
- (31) 康熙『叙永廳志』卷一『建置沿革』及び『叙州府叙永廳志序』, 康熙二十五年刻本(北京図書館分館方志中心所蔵)。『中国地方志聯合目録』(中華書局, 1985)に拠る限り、『叙永廳志』は唯一の康熙版の庁志である。また、永寧県の叙永通知への帰属状況については、『清世宗實録』卷六〇, 雍正五年八月乙未條を参照されたい。
- (32) 本稿の元になった中国語原稿「清代“直隸庁”与“散庁”的“定制”化及其明代起源」は、『北京大學學報(哲學社會科學版)』第33卷第3期総第175期, 1996年5月刊に掲載されたものである(その後、中国人民大学書報中心『復印報刊資料・明清史』1996年第4期, 1996年9月刊に転載された)。本日本語版は基本的には中国語版を筆者自身が翻訳したものであり、全体に幾分言葉を補い、明代の起源に言及した部分に若干の手直しを加えた他は、ほぼ中国語原文の内容を反映している。なお、筆者が直隸州について考察したものとして、「世宗雍正帝時代における直隸州政策」, 新潟大学大学院現代社会文化研究科環日本海研究室『環日本海研究年報』第4号, 1997年3月(その元になった中国語原稿は「雍正年間的直隸州政策」, 中国第一歴史档案館『歴史档案』1995年第3期総第59期, 1995年8月刊に掲載された)を参照されたい。